

第21号議案 令和7年度 長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算

目次

1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の概要	P 2
2	長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算総括表	P 3
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類等	P 4
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金資金別内訳	P 6
5	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納状況	P 7
6	未収金対策への取り組み	P 8
7	(参考) 母子父子寡婦福祉資金貸付事務の流れ	P 9

こども部

令和7年2月

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の概要

(1) 目的

ひとり親家庭世帯や寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、必要な資金を貸し付けるもの。

【根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条より】

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計について

都道府県※は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行う場合、特別会計を設けなければならない。

※ 政令指定都市及び中核市（指定都市等）においては、指定都市等が処理するものとする。

【根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条、第46条より】

2 長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算総括表

(歳入) (単位:千円)

款	項	目	令和7年度		令和6年度		前年度比較	
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	繰入金		7,722	14.2 %	8,801	13.5 %	△ 1,079	△ 12.3 %
	1	一般会計繰入金	7,722	14.2 %	8,801	13.5 %	△ 1,079	△ 12.3 %
		1 一般会計繰入金	7,722	14.2 %	8,801	13.5 %	△ 1,079	△ 12.3 %
2	繰越金		33,248	61.3 %	40,374	61.9 %	△ 7,126	△ 17.6 %
	1	繰越金	33,248	61.3 %	40,374	61.9 %	△ 7,126	△ 17.6 %
		1 繰越金	33,248	61.3 %	40,374	61.9 %	△ 7,126	△ 17.6 %
3	諸収入		13,285	24.5 %	16,024	24.6 %	△ 2,739	△ 17.1 %
	1	貸付金元利収入	11,580	21.3 %	14,377	22.1 %	△ 2,797	△ 19.5 %
		1 貸付金元利収入	11,580	21.3 %	14,377	22.1 %	△ 2,797	△ 19.5 %
		母子父子福祉資金 貸付金元利収入	9,236	17.0 %	12,033	18.5 %	△ 2,797	△ 23.2 %
		寡婦福祉資金 貸付金元利収入	2,344	4.3 %	2,344	3.6 %	0	0.0 %
	2	雑入	1,705	3.1 %	1,647	2.5 %	58	3.5 %
		1 違約金及び延納利息	1,705	3.1 %	1,647	2.5 %	58	3.5 %
合計			54,255	100.0 %	65,199	100.0 %	△ 10,944	△ 16.8 %

(歳出) (単位:千円)

款	項	目	令和7年度		令和6年度		前年度比較	
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		21,007	38.7 %	24,825	38.1 %	△ 3,818	△ 15.4 %
	1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	21,007	38.7 %	24,825	38.1 %	△ 3,818	△ 15.4 %
		1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	21,007	38.7 %	24,825	38.1 %	△ 3,818	△ 15.4 %
		母子父子福祉資金 貸付金	9,111	16.8 %	11,872	18.2 %	△ 2,761	△ 23.3 %
		寡婦福祉資金 貸付金	2,342	4.3 %	2,342	3.6 %	0	0.0 %
		事務費	9,554	17.6 %	10,611	16.3 %	△ 1,057	△ 10.0 %
2	公債費		16,013	29.5 %	32,396	49.7 %	△ 16,383	△ 50.6 %
	1	公債費	16,013	29.5 %	32,396	49.7 %	△ 16,383	△ 50.6 %
		1 元金	16,013	29.5 %	32,396	49.7 %	△ 16,383	△ 50.6 %
3	繰出金		17,235	31.8 %	7,978	12.2 %	9,257	116.0 %
	1	繰出金	17,235	31.8 %	7,978	12.2 %	9,257	116.0 %
		1 一般会計繰出金	17,235	31.8 %	7,978	12.2 %	9,257	116.0 %
合計			54,255	100.0 %	65,199	100.0 %	△ 10,944	△ 16.8 %

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類等

令和7年1月31日現在

貸付金の種類	貸付対象者		内容	貸付金限度額	据置期間	償還期限	利子 ()内は、連帯保証人を立てない場合の利率	
	母子・父子家庭	寡婦家庭						
事業開始資金	母・父	寡婦	新たに事業(例えば洋裁、軽飲食など)を開始するために必要な設備、機械等の購入資金	3,470,000 円	貸付日から1年	7年以内	無利子 (又は1.0%)	
	母子・父子福祉団体			5,220,000 円				
事業継続資金	母・父	寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品等を購入する運転資金	1,740,000 円	貸付日から6か月	7年以内	無利子 (又は1.0%)	
	母子・父子福祉団体							
修学資金	児童 (父母のない児童を含む)	子	高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学する場合に係る経費等)に必要な資金	学校等種別及び学年別に別表1の限度額に基づき貸付を行う。 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合には、別表2の限度額を適用するものとする。	修学終了後6か月	20年以内 (専修学校(一般)は5年以内)	無利子	
就学支度資金	児童 (父母のない児童を含む)	子	小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校又は専修学校の入学に際して、入学金、被服等の購入に必要な資金	小学校	64,300 円	修学終了後6か月	就学 20年以内 (専修学校(一般)は5年以内) 修業 5年以内	無利子
				中学校	81,000 円			
				専修学校(一般・高等課程)、国公立高校	160,000 円			
				私立高校、専修学校(高等課程)	420,000 円			
				国公立大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)	420,000 円			
				私立大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)	590,000 円			
修業施設等	282,000 円							
技能習得資金	母・父	寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費等の資金	[一般] 月額	68,000 円	技能習得後1年	20年以内	無利子 (又は1.0%)
				[特別] 一括	816,000 円			
				自動車免許取得	460,000 円			
				月額	68,000 円	技能習得後1年	20年以内	無利子
				自動車免許取得	460,000 円			
修業資金	児童 (父母のない児童を含む)	子	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額	68,000 円	技能習得後1年	20年以内	無利子
				自動車免許取得	460,000 円			
就職支度資金	母・父・児童 (父母のない児童を含む)	寡婦	就職するために直接必要な被服、靴等の身の回り品を整えるための資金	一般	105,000 円	貸付日から1年	6年以内	無利子 (又は1.0%)
				通勤用自動車購入	340,000 円			
医療介護資金	母・父・児童 (介護の場合は児童を除く)	寡婦	短期(期間が1年以内)の医療又は介護を受けるために必要な資金	医療(一般)	340,000 円	終了後6か月	5年以内	無利子 (又は1.0%)
				医療(特別)	480,000 円			
				介護	500,000 円			
生活資金	母・父	寡婦	医療介護資金を借受けて医療若しくは介護を受けている期間中の生活を維持するための資金 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者が生活を安定させるための資金 失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金 技能習得期間中の生活を維持するための資金 家計急変者に対する生活資金	月額	108,000 円	医療介護終了後 生活安定貸付期間満了後 失業中貸付期間満了後 技能習得後 生活資金貸付期間終了後 6か月	医療又は介護: 5年以内 生活安定貸付: 8年以内 失業: 5年以内 技能習得: 20年以内 家計急変: 10年以内	無利子 (又は1.0%)
				技能習得月額	141,000 円			
				家計急変	児童扶養手当に準拠した額			
住宅資金	母・父	寡婦	現に居住し、かつ、所有する住宅の補修、又は購入するための資金	一般	1,500,000 円	貸付日から6か月	6年以内 特別 7年以内	無利子 (又は1.0%)
				特別(災害時)	2,000,000 円			
転宅資金	母・父	寡婦	転居のため、住宅の賃借に際し必要な敷金、前家賃、運送費等の資金		260,000 円	貸付日から6か月	3年以内	無利子 (又は1.0%)
結婚資金	児童	子	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金		320,000 円	貸付日から6か月	5年以内	無利子 (又は1.0%)

(別表1)修学資金貸付限度額(月額)一覧表

学校等種別/学年別		1年	2年	3年	4年	5年	
月 額							
高校、専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000 円	27,000 円	27,000 円	-	-
		自宅外	34,500 円	34,500 円	34,500 円	-	-
	私 立	自 宅	45,000 円	45,000 円	45,000 円	-	-
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	-	-
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円	67,500 円
		自宅外	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円
	私 立	自 宅	48,000 円	48,000 円	48,000 円	98,500 円	98,500 円
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	115,000 円	115,000 円
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	-	-	-
		自宅外	78,000 円	78,000 円	-	-	-
	私 立	自 宅	89,000 円	89,000 円	-	-	-
		自宅外	126,500 円	126,500 円	-	-	-
短大	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	-	-	-
		自宅外	96,500 円	96,500 円	-	-	-
	私 立	自 宅	93,500 円	93,500 円	-	-	-
		自宅外	131,000 円	131,000 円	-	-	-
大 学	国公立	自 宅	71,000 円	71,000 円	71,000 円	71,000 円	-
		自宅外	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円	-
	私 立	自 宅	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円	-
		自宅外	146,000 円	146,000 円	146,000 円	146,000 円	-
大 学 院	修士課程	132,000 円	132,000 円	-	-	-	
	博士課程	183,000 円	183,000 円	183,000 円	-	-	
専修学校(一般課程)		54,000 円	54,000 円	-	-	-	

(別表2)修学資金貸付限度額(月額)一覧表 ※前年所得が682万円を超える場合

学校等種別/学年別		1年	2年	3年	4年	5年	
月 額							
高校、専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000 円	27,000 円	27,000 円	-	-
		自宅外	34,500 円	34,500 円	34,500 円	-	-
	私 立	自 宅	45,000 円	45,000 円	45,000 円	-	-
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	-	-
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円	67,500 円
		自宅外	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円
	私 立	自 宅	48,000 円	48,000 円	48,000 円	89,000 円	89,000 円
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	102,500 円	102,500 円
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	-	-	-
		自宅外	77,500 円	77,500 円	-	-	-
	私 立	自 宅	84,500 円	84,500 円	-	-	-
		自宅外	108,500 円	108,500 円	-	-	-
短大	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	-	-	-
		自宅外	86,500 円	86,500 円	-	-	-
	私 立	自 宅	86,500 円	86,500 円	-	-	-
		自宅外	110,500 円	110,500 円	-	-	-
大 学	国公立	自 宅	69,500 円	69,500 円	69,500 円	69,500 円	-
		自宅外	92,500 円	92,500 円	92,500 円	92,500 円	-
	私 立	自 宅	95,000 円	95,000 円	95,000 円	95,000 円	-
		自宅外	121,000 円	121,000 円	121,000 円	121,000 円	-
大 学 院	修士課程	132,000 円	132,000 円	-	-	-	
	博士課程	183,000 円	183,000 円	183,000 円	-	-	
専修学校(一般課程)		54,000 円	54,000 円	-	-	-	

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金資金別内訳

(単位:円)

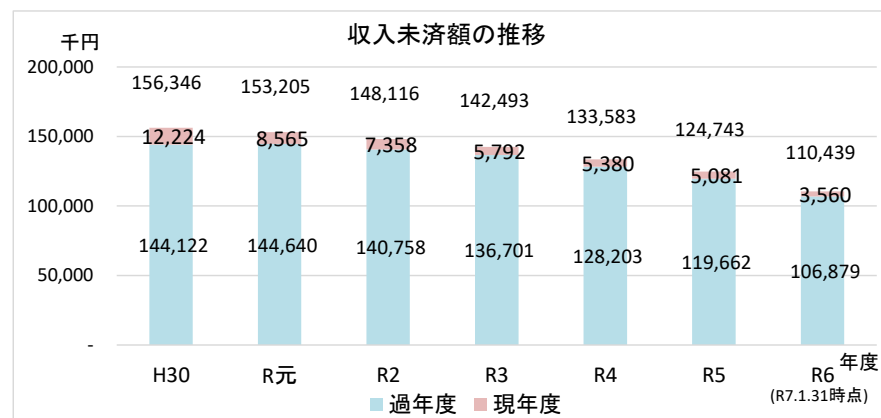
資金名	年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		決算額		決算額		当初予算額		当初予算額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	母子	-	-	-	-	1	3,260,000	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
事業継続資金	母子	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
修学資金	母子	5	2,591,028	4	1,296,000	8	3,168,000	8	2,304,000
	父子	1	1,050,000	1	720,000	2	2,382,000	2	2,382,000
	寡婦	-	-	-	-	1	1,752,000	1	1,752,000
技能習得資金	母子	-	-	1	600,000	2	800,000	2	1,000,000
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
修業資金	母子	-	-	-	-	-	-	2	1,088,000
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
就職支度資金	母子	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
医療介護資金	母子	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	母子	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金	母子	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
転宅資金	母子	1	129,000	-	-	1	72,000	1	147,000
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金	母子	3	792,000	-	-	3	1,600,000	3	1,600,000
	父子	-	-	-	-	1	590,000	1	590,000
	寡婦	-	-	-	-	1	590,000	1	590,000
結婚資金	母子	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-	-	-
計	母子	9	3,512,028	5	1,896,000	15	8,900,000	16	6,139,000
	父子	1	1,050,000	1	720,000	3	2,972,000	3	2,972,000
	寡婦	-	-	-	-	2	2,342,000	2	2,342,000
	合計	10	4,562,028	6	2,616,000	20	14,214,000	21	11,453,000

5 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納状況

(1) 貸付事業総額について

(令和7年1月31日現在)

貸付人員		359 人
債権総額 (③+④+⑤)		289,910 千円
償還期間中	令和6年度調定額 ①	162,958 千円
	令和6年度収入済額 ②	46,606 千円
	令和6年度納期未到来 ③	5,912 千円
	令和6年度収入未済額 ④ (①-②-③)	110,440 千円
令和7年度以降調定予定額 ⑤		173,558 千円



(2) 年度推移表

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	納期未到来額	収入未済額	償還率
30	現年度	88,648,392	76,424,795	-	-	12,223,597	86.2%
	過年度	160,161,458	16,039,209	-	-	144,122,249	10.0%
	合計	248,809,850	92,464,004	-	-	156,345,846	37.2%
R元	現年度	78,583,555	70,019,041	-	-	8,564,514	89.1%
	過年度	156,337,146	11,696,825	-	-	144,640,321	7.5%
	合計	234,920,701	81,715,866	-	-	153,204,835	34.8%
R2	現年度	78,736,712	71,378,468	-	-	7,358,244	90.7%
	過年度	153,127,085	12,369,419	-	-	140,757,666	8.1%
	合計	231,863,797	83,747,887	-	-	148,115,910	36.1%
R3	現年度	70,148,690	64,356,292	-	-	5,792,398	91.7%
	過年度	148,115,910	11,415,298	-	-	136,700,612	7.7%
	合計	218,264,600	75,771,590	-	-	142,493,010	34.7%
R4	現年度	57,192,053	51,811,689	-	-	5,380,364	90.6%
	過年度	142,462,210	14,259,638	-	-	128,202,572	10.0%
	合計	199,654,263	66,071,327	-	-	133,582,936	33.1%
R5	現年度	45,929,782	40,848,379	-	-	5,081,403	88.9%
	過年度	133,582,936	12,611,292	1,310,003	-	119,661,641	9.4%
	合計	179,512,718	53,459,671	1,310,003	-	124,743,044	29.8%
R6 (R7.1.31現在)	現年度	38,215,319	28,742,778	-	5,912,256	3,560,285	89.0%
	過年度	124,743,044	17,863,606	-	-	106,879,438	14.3%
	合計	162,958,363	46,606,384	-	5,912,256	110,439,723	29.7%

6 未収金対策への取り組み

未収金対策に取り組んだ結果、令和6年度においては前年同時期から約1,781万円の未収金を縮減することができた。引き続き、以下の取り組みにより未収金の縮減を図っていく。

項目	内 容
文書催告	<ol style="list-style-type: none"> 1 督促状の送付(毎月) 2 借受人及び連帯借受人へ催告書を送付(年2回) 3 連帯保証人へ納付指導依頼書を送付(年2回)
電話催告	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還推進員による納付催告 2 職員による納付指導
訪問催告	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還推進員による訪問徴収、納付指導(常時) 2 職員による臨戸訪問(随時)
滞納を発生させない取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請時及び貸付決定(借用書提出)時に、借受人・連帯借受人・連帯保証人に対し、原則、面談を必須として福祉資金の目的・性格及び今後の償還計画について十分に説明を行い、償還の意識付けを徹底する。 2 新規貸付者は口座振替での償還を原則とし、口座振替不能者に対しては電話による納付指導を行い徴収に努める。(新規貸付者は、100%口座振替となっている。) 3 償還期間中で納付書で償還している対象者に対し、口座振替推進の文書を送付し、口座振替への切り替えを進める。
滞納を削減させる取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 分割納付については、履行状況を的確に把握し、不履行時は迅速な納付指導につなげる。 2 償還されず回収困難となっている債権について、弁護士法人への業務委託により効果的な催告事務等を行うことで、徴収率の向上を図る。 3 償還されず回収困難となっている債権のうち、条例に規定する債権放棄等の要件を満たす債権については、放棄等に向けた取り組みを進める。

7 (参考)母子父子寡婦福祉資金貸付事務の流れ

